

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

平成30年3月

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～時間のゆとりは心のゆとり 「自ら変革」～

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

目的

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

目標

- ①月80時間超の長時間勤務者の解消
- ②月当たりの時間外業務：**平成29年度比25%削減（平成32年度実績で達成）**

<現状>月1人当たりの時間外業務【参考値：平成28年度】

小：49.9時間 中：60.0時間 高：28.3時間 特：13.6時間

（小中学校は9月勤務実態調査、高等学校及び特別支援学校は年間実績）

<スケジュール>

年度	H30	H31	H32
月1人当たりの時間外業務	10%減	15%減	25%減

学校業務カイゼン活動取組内容

1. 時間管理意識保持の徹底

2. 業務の見直し・削減

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

4. 部活動の在り方の見直し

5. 外部人材の配置

削減の目安(全校種)
7.5時間/月
(1日当たり約30分)

削減の目安(全校種)
3.5時間/月
(1日当たり約15分)

削減の目安(小・中)
10時間/月
(1日当たり約40分)

削減の目安(中・高)
6時間/月
(土日のうち1日)

削減の目安(小・中・高)
1時間/月

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

1. 時間管理意識保持の徹底

① 早期退勤に関する取組の徹底

- ・教職員各自が月1回設定する「帰らーDay」（定時退勤日）の取組を徹底します。
- ・会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、取組を徹底します。

② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・教職員いきいき！トップセミナー、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修を行います。

③ 長時間勤務者への管理職員による面接指導の実施

- ・月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面接指導を実施するとともに、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

④ 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進

- ・全校種の校長や市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について、全県的な視点で検討します。
- ・外部講師の指導等も受けながら、教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めていきます。

2. 業務の見直し・削減

① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・業務の削減に向けて、学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
- ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

② 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合などの見直しを行います。

③ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・学校ルールブックの作成など、県立学校の学校カイゼン推進校や小中学校におけるモデル校での取組事例の横展開を推進します。
- ・負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、事例集を作成するなど、全県展開を行います。

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

① 学校業務支援システムの有効活用

- ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入する学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。

② 既存データファイルの共有・活用

- ・共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようにします。

4. 部活動の在り方の見直し

① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

：原則週2日（平日1日、土日のうちいずれか1日）

高等学校：原則週1日（土日のうちいずれか1日）

- ・1日の活動時間は、中学校、高等学校いずれも、原則として、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度の活動を限度とします。

※特別支援学校の中学部、高等部についても同様とします。

※高等学校の部活動休養日については、当面は上記のとおりとしますが、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後検討することとしている「運動部活動の在り方に関する方針」の中で、引き続き検討します。

② 部活動指導者研修会の開催

- ・より効率的・効果的な部活動の実施のため、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

5. 外部人材の配置

① 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする非常勤職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

② 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

<参 考>

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

・「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村（学校組合）立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会、校長会との協働により策定（平成28年2月）。